

大宰府出土戸籍木簡に関連して

上城 誠

古田武彦が「金石文の九州王朝—歴史学の転換」(『なかつた 真実の歴史学』6号)で私たちに提示したものを考えてみます。

第一は、「小野毛人墓誌」に出現する「朝臣」号です。

「677年」に没した「小野毛人」に対して『日本書紀』においては、天武13年(684)に制定されたとする「八色の姓」の一つ「朝臣」が冠されています。

ここにも『日本書紀』の「偽史性」があらわれています。

「冠位・位階」の制定については『日本書紀』記事中にも乱れが散見されます。

自国の歴史を誤るものでしょうか。

例えば、孝徳大化3年(647)には、大化5年(649)制定の「大山位」が。

孝徳白雉5年2月(654)には、天智3年(664)制定の「大錦上」「小錦下」が、

斉明5年秋7月(659)にも「小錦下」が登場しています。

ここで、注意しなければならないのは、孝徳5年(654)および斉明5年(659)については「遣唐使」として派遣された人物の官位であり、『日本書紀』天智3年(664)

制定の「二十六階制」の制定年度を否定しています。これは、古田指摘の「八色の姓」と同様なのです。

「八色の姓」及び「二十六階制」は、650年頃には、すでに成立していたと考えられます。では、それを確認する方法があるのでしょうか。

ここで、古田が『万葉集』の「歌」そのものを「歴史の同時代史料」として、考察を深めるという方法を示した『古代史の十字路 万葉批判』及び『壬申大乱』を参照して論を進めます。

古田が私たちに提示したものの、要点だけ確認してみましょう。

1、「柿本朝臣人麻呂」は「中皇命」に仕えていた。

1、「中皇命」の伊勢御幸は『日本書紀』持統紀に盗用されている。これは「吉野行」と同様に「白村江の戦」以前の九州王朝の天子の行動である。

1、ゆえに、「柿本朝臣人麻呂」も「中皇命」も650年ごろの存在である。

1、その「宮室」は「筑紫小郡の飛鳥の地」旧御原の「浄の宮」である。

1、これが「小野毛人墓記」に出現する「飛鳥浄御原宮」であり「天武」の宮ではない。

『万葉集』中の「同時代歌」からすれば必然の結論です。

やはり、「二十六階制」も「八色の姓」も、この頃「筑紫」の「飛鳥」で制定施行されたと考えられます。

そして、私たちは、次の大きな疑問と対面することになるのです。

それは、「庚午年籍」と呼ばれている「戸籍」についてです。

『日本書紀』では「二十六階制」天智3年(664)の6年後に出来たとされているものですが、すでに見たように「二十六階制」(664)「八色の姓」(684)が否定された今、「庚午年籍」も疑われてしかるべきなのです。

すでに、古田は「庚午年籍」とよばれているものは「九州王朝」によって造られたものとし『続日本紀』聖武天皇神亀4年(727)「秋7月丁酉、筑紫ノ諸国、庚午年籍七百七十卷、官印を以テ之ヲ印ス」をもって、その証左としています。

古田は、その造籍年次には触れていませんが、私には『日本書紀』の盗用のありようから見て、650年頃のように見えます。

それは、出土木簡からも裏付けられます。

「飛鳥京跡とされている場所(通説では)から出土した木簡には「白髪部五十戸」とあり、同時出土の木簡に記された「大花下」の使用期間から649年以降と見られています。また、法隆寺の幡に「亥年山部五十戸婦」と書かれていて、これは「664年」と推定されています。

これらは「国一評一里(五十戸)」という行政単位と「戸籍」の存在を前提にしないと理解出来ません。

『日本書紀』にも大化2年(664)には、「初めて戸籍・計帳・班田収授之法を造れ。凡そ五十戸を里とし、里毎に長一人を置く」とあり、

また、「凡そ仕丁は、旧の三十戸毎に一人せしを改めて五十戸毎に一人を以ちて諸司に宛てよ。」とあります。注目すべきは、大化元年(645)の条です。

「東国等の国司を拜す。(中略) 詔して曰く(中略)倭国の6県に遣さるる使者、戸籍を造り、あわせて田畝を校うべし。」とあり、古田が「改新の詔」は「事典」であり、「九州王朝」が発布した「詔」を実年度に関係なく一ヶ所に集めたものであるとした「事典」部分に存在していることです。

このように、呼称『庚午年籍』は「庚午年」という呼び名とは関係なく、650年代には存在していたと考えるのが、素直で平明な理解なのです。

このことに関連して、大きな関心と呼んだ発見が、2012年6月にありました。太宰府市国分松本遺跡で発見された「戸籍木簡」と言われる物です。

そこには、

「嶋評」「川部里」「進大弐」「兵士」「丁女」といった記載があります。

これに対して通説は、「進大弐」の位階が、『日本書紀』上では、天武14年(685)に定められたとする「浄御原令制」の1つであることから、この「戸籍木簡」を685年以降に作られたものとするのです。

また、同じ見解を会のホームページで述べている九州王朝論者も居ます。

私にはまったく理解できません。

古田が常々、私たちに注言し続けたことを、思い出しましょう。

『「評」の時代は「九州王朝」の時代です。このことは、忘れないでほしい』

倭国と日本国に関する、色々な質問に対してこの事を、何回も強調されていました。

そうです。「天武の位階」と「評」が共存することはありえないのです。

この「戸籍木簡」は、私たち「九州王朝論者」に突きつけられた。

リトマス試験紙だったのです。

「進大弐」を天武の位階であるとする論者は「九州王朝論者」としての道理を見失っている者なのです。

「進大弐」が天武の位階であった時、「九州王朝」は消失するのですから。(この道理は説明するまでもないと思われます。)

古田が『金石文の九州王朝』で論じた、「八色の姓」「天智の二十六階制」がそうであったように、「天武の浄御原令制」とされるものも「九州王朝」によって施行されたものを、年次を変えて『日本書紀』天武紀に盗用したのです。

この「浄御原令制」が『書紀』の記事では「八色の姓」実施、わずか1年後の施工であることも、先の考察を支持するものです。

また『日本書紀』中にも、この推定を裏付けられる記事が存在します。

持統5年春正月(691)の条です。

「丙戌に、詔して曰く“直広肆筑紫史益、筑紫大宰府の典に拜されしより以来、今し二十九年なり。清白き忠誠を以ちて敢えて怠惰まず。是の故に(中略)稲五千束を賜ふ”とのたまう。」

とあります。

これは、691年の記事ですから、29年前は663年になり、「白村江の戦」の敗戦の年、大混乱の年です。

ありえないことでしょうか。

どう考えればよいのでしょうか。

この記事の直後には、

「戊子に、天皇、吉野宮に幸す。」

「乙未に、天皇、吉野宮より致します。」

と記されています。

古田が『壬申大乱』において、「持統の吉野行は九州王朝の天子の、佐賀の吉野行を三十四年遡上させて盗用したものである。」と論証した記事の1つです。

そうです。持統五年春正月の「詔」も、同時に移動させられていたのです。

本来の年次は、やはり、「白村江の戦」の直前の時期とみるのが妥当と思われます。

「詔」に登場する「直広肆」という位階は、「大宰府出土庚籍木簡」に現れる「進大弔」と同じ「令制」に属するものです。

以上のことから、「戸籍木簡」に「詔」と「進大弔」が同時に現れる理由は、「天武の飛鳥浄御原令制」なるものが、他の「位階制度」及び「戸籍」同様、「白村江の戦」以前の「九州王朝」のものであるという理解がえられたのです。

「大宰府出土戸籍木簡」が、650年代後半のものであるとした時、そこに記された、「去」などの文字から、すでに存在している「戸籍」を基準として、人間の移動を記録していることが判ります。また、「兵士」という文字、女性より先に男性を記している特徴から、「兵士徴集」を目的として記されたものであるという見方も可能性としてはあります。

今迄、論じてきたように、古田がすでに語り尽くしているように、

「庚午年籍」と呼ばれているもの。

「飛鳥浄御原令」と、その関連物。

『日本書紀』に現れるすべての冠位、位階。

これらは、すべて「九州王朝」のものだったのです。

九州年号「白雉」から「白鳳」に至る時期は「年号名」が示すように「九州王朝」の最盛期であり、この時期の「九州王朝」の治政を『日本書紀』は「天智・天武・持統」の3代に按分して盗用したのです。

(何故、この時期のものだけなのかという問題は、別に論じたいと思います。)

わたしたち、古田に導かれ、古代史を学ぶ者は『日本書紀』の呪縛を断ち切り、『書記』というフィルターを通して遺物を見ている「日本考古学」からの思考の開放も目指さなくてはなりません。

木簡等の金石文、中国史書などの同時代史料、及び『記・紀』の精査、『万葉集』の分析を通じて、古田が示した古代史像を追い求めなくてはなりません。

私は、古田の、世間のいわゆる「大人」になることを拒否し続けた「生き方」、また、松本深志高校の教え子が求めた「墮落しない生き方」を貫きとおしたことに、その生きざまに感動し続けた人間です。

人生において、生きる意味を見失った三十代半ばから、古田の『親鸞』関係著書に「生きることの意味」を教えられて三十数年過ごしてきた人間です。

ただ、ただ感謝の言葉しかありません。

ここに述べたことを、より詳細な論文としてまとめ、古田の霊前に献することを約し、この稿の終わりとします。

古田先生、ありがとうございました。